

障害者ユニバーサルツーリズム促進事業補助金取扱要領  
(バス事業者等向け)

1 貸切バスの受注

障害者団体から研修、旅行、レクリエーション等の移動手段として貸切バスの利用の申し込みを受けます。

①バス事業者等

道路運送法第4条に規定する一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた貸切バス事業者若しくは旅行業法第3条に基づき登録され障害者団体から受注型企画旅行を請け負った旅行業者が補助対象事業者となります。

本店や営業所の所在地は問いません。

県ではリフト付きバスを保有するバス会社をホームページで公開しています。

ホームページに未掲載で情報の公開が可能な場合は県障害者福祉推進課まで御連絡ください。

【リフト付きバスを保有するバス会社】

[https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/24182/bus\\_ichiran\\_0803.pdf](https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/24182/bus_ichiran_0803.pdf)

②補助対象事業

障害者団体が主催する研修、旅行、レクリエーション等で、目的地までの移動の際の貸切バスに障害者5人以上を含む10人以上が乗車するものです。

③障害者団体

障害者やその家族若しくは支援者等を構成員とし、障害者の生活の向上、相互親睦や地域交流、社会参加の促進等を目的に活動する団体がバス貸切費用の軽減対象となります。埼玉県内を所在地とする団体が対象となります。

【障害者】

身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、戦傷病者手帳所持者、被爆者健康手帳所持者、特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患医療受給者証所持者、障害年金証書所持者、特別児童手当受給証明書所持者、障害福祉サービス受給者証や通所受給者証所持者

④補助金の額

バスの貸切費用の2分の1又は補助上限額のいずれか低い額

日帰りであっても宿泊の旅行であっても補助金の額は変わりません。1回のバスの貸切費用について補助します。

【補助上限額】

リフト付きバス 15万円

リフトが付いていない通常のバス 10万円

例1 リフト付きバスの貸切費用40万円の場合

貸切費用の2分の1は20万円 > リフト付きバスの場合の補助上限額15万円  
→ 補助金の額は15万円

例2 リフト付きバスの貸切費用20万円の場合

貸切費用の2分の1は10万円 < リフト付きバスの場合の補助上限額15万円  
→ 補助金の額は10万円

2 交付申請書（様式第3号）の提出

障害者団体の旅行等の申込みを受け付けたら、交付申請書を県に提出してください。

軽減を受けることができる団体については県が証明書を発行します。障害者団体から証明書原本の提出を受け、証明書に記載されている整理番号を交付申請書に記載してください。

交付申請書（様式第3号）に見積書の写しを添付して県障害者福祉推進課にEメールもしくは郵送で提出してください。

貸切バスの運行前に申請書を提出してください（**運行日以前の日付で提出してください**）。交付申請書提出日前であればいくつかの障害者団体をまとめて一つの申請書で提出しても構いません。

3 変更交付申請書の提出

交付申請書提出後、交付申請額が変更になる場合は変更交付申請書を提出してください。

【変更交付申請書の提出が必要な場合】

- ・ 障害者団体から新たな旅行の申し込みがあった。
- ・ 車種の変更（リフト付き→リフトなし）等で補助金の額が変わった。
- ・ 旅行が中止になった。

4 貸切バスの運行

申請書提出後、貸切バスを運行します。

5 実績報告書（様式第5号）の提出

障害者団体から請求額が支払われたら、実績報告書（様式第5号）に障害者団体に宛てた請求書の写しを添付して県に提出してください。

同時に補助金の請求書（様式第7号）を提出しても構いません。

問合せ先・書類提出先

埼玉県福祉部障害者福祉推進課 社会参加推進・芸術文化担当

郵便番号 330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号 本庁舎 1 階

Mail : a3310-03@pref.saitama.lg.jp

電話 : 048-830-3312

【補助金関連のフロー図】

